

竹原市公告第 2 4 8 号

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので，同条第 6 項の規定により，次のとおり公告する。

令和 4 年 1 2 月 1 3 日

竹原市長 今榮 敏彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ゆめタウン竹原

(2) 所在地

広島県竹原市中央五丁目 2 番 1 号

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

4, 9 8 8 m<sup>2</sup>

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m<sup>2</sup>

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1, 0 0 0 m<sup>2</sup>以下となる日

令和 4 年 1 1 月 2 7 日

5 変更する理由

閉店のため

6 届出年月日

令和 4 年 1 2 月 8 日